



復興まちづくり説明会開催のお知らせ



このたび女川町では、今後のまちづくり事業等について、下記の通り住民説明会を開催します。みなさま多数ご参加くださいますよう、よろしくお願ひいたします。



日にち	曜日	時間	会場
8月20日	火	午後 7時から	総合体育館2階 柔道場
8月24日	土	午後 1時から	

◆復興事業の進捗状況報告

内容 ◆今後のまちづくり事業および工事概要について

◆その他、連絡事項 (※内容については、一部変更となる場合があります。)

【注意事項】

- ※ 説明内容は両日とも同じです。
- ※ 参加対象地区は設定しておりませんので、ご都合にあわせてご参加ください。
- ※ 駐車場は総合体育館の一般利用者用をご利用ください。

説明会についてのお問い合わせ先：復興推進課 復興調整係 0225-54-3131 (内線239)

浜の再生のための測量・調査作業立ち入りについてのお願い

このたび、町の復興事業を進めるにあたり、離半島の浜部（被災跡地）において測量作業及び残存基礎の調査を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

測量作業を行うにあたり、皆様の土地への立ち入りや下草刈り及び枝払いが必要となる場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、作業員は「測量中／作業中」と書かれた腕章をして、町発行の身分証明書を携帯します。



測量作業内容

平成24年度実施したヘリコプターによる測量調査を元に、現地測量作業を行います。

実施予定：平成25年8月中旬（お盆明けを予定しております。）

測量に関するお問い合わせ先：大日本コンサルタント(株)道路交通計画室 坂本 022-261-0404

調査作業内容

被災跡地(浜部)に残っているコンクリート基礎及び残存構造物の調査を行います。

実施予定：平成25年8月上旬

基礎の調査に関するお問い合わせ先：女川町役場復興推進課 用地係 0225-54-3131 (内線235)

離半島部

盛土工事に必要な施行同意書の提出にご協力ください

離半島部（江島地区を除く。）の被災土地をお持ちの方々に対し、今年3月下旬に「女川町（離半島部）被災跡地嵩上げ盛土造成工事等の施行同意書」をお送りしております。

町では、皆さまから工事の実施にご同意いただき、いち早く、地盤沈下した土地の盛土に着手したいと考えております。

この同意書は、土地の売買に関するものではありませんし、工事により土地の境界が変更されることもありませんので、土地の売買についてまだお決めてない方も、趣旨をご理解の上、施行同意書をご提出くださいますようお願いいたします。

離半島部

被災土地の買取希望確認書提出にご協力ください

被災土地の買取りに関する意向については、3月に送付した「土地買取希望確認書」（緑色の用紙）により確認させていただいております。まだ提出されていない場合は、お早目の提出にご協力くださいますようお願い申し上げます。

離半島部

被災土地の買取り契約会を順次開催します

離半島部の被災土地の買取り契約会（第2回）を、8月下旬に開催します。

第1回契約会（6月下旬に開催済み）では、居住していた宅地を一筆だけを所有されていた方のうち、抵当権などが設定されていない方を対象に、買取り契約を行いました。

第2回契約会では、2筆以上の宅地を所有されている方も対象とする予定です。対象の方には、個別にご案内を発送（8月中旬予定）しますので、内容をご確認のうえ、ご不明の点があれば事前にお問い合わせください。

なお、抵当権等の権利が設定された土地や、未相続地などは買取りできません。下記相談窓口をご活用の上、できるだけ早く解決されることを、お勧めします。

※7月1日以降、相続登記や抵当権等権利の解除がお済みの場合は、お手数ですが用地係担当までご連絡ください。

<中心・離半島部>土地・相続等の課題解決に 無料相談窓口をご利用ください

町の無料相談窓口	司法書士会による相談会
専門の相談員が、相続登記に必要な書類（申請書、遺産分割協議書等）の作り方や、抵当権の抹消手続き等について、ご相談に応じます。	登記と法律の専門家である司法書士が、無料で登記相談・法律相談に応じます。
開催日：毎月第2週・第4週の火曜・水曜 8月は、6日、20日の火曜 7日、21日の水曜 の予定です。 (平成25年9月末まで開催予定)	開催日：毎週木曜日 8月は、1日、8日、22日の予定です。 ※ 会場が使用できない日はお休みとなりますので、必ず電話で事前確認してください。 022-263-6755（宮城県司法書士会事務局）
受付時間：午前9時～午後5時 ※ 込み入った内容のものは、有料で司法書士に登記申請を依頼することが必要な場合もあります。	相談時間：午後1時～午後4時 ※ 予約優先となりますのでご了承ください。
相談会場は、いずれも町民野球場事務室です お気軽にご相談ください	

<中心・離半島部> 抵当権等設定地の買取り契約を進めています

買取り希望の土地に、抵当権等の権利(※1)が設定されている場合でも、土地売却代金で債務を返済すること(代理受領)を条件に、その土地の抵当権等を解除できる場合があります。(※2)

下に示す流れに従って、買取り契約を進めます。抵当権等が設定された土地の買取りをご希望の方は、お早目に金融機関までご相談ください。

離半島部については、買取り希望の状況等を集計のうえ、該当者に「買取価格明細書」をお送りする予定です

抵当権等設定地 買取り契約の流れ

- ① 買取価格明細書(※3)を金融機関に提出し、「代理受領」による土地の買取りを希望している旨を申し出ます。
↓
- ② 金融機関により、「代理受領」による抵当権等の解除が可能だと判断されたら、金融機関から、通知(抵当権全部解除承認申請審査結果通知書)が届きます。(※4)
↓
- ③ 金融機関から届いた通知のコピーを、復興推進課用地係まで提出してください。(郵送可)
↓
- ④ 契約書類が準備でき次第、買取り契約について個別にご案内します。契約の際、代金の一部または全部を、金融機関に支払う趣旨の書類もご記入の上、提出していただきます。
↓
- ⑤ 土地の所有権を町に移転する登記が完了したあと、町が抵当権の登記を抹消します。

※1 抵当権者が金融機関以外のときや、抵当・根抵当以外の権利設定(仮登記等)があるときは、抹消が困難だったり、時間を要したりする場合がありますので、司法書士等にご相談ください。

※2 買取金額より残債の額が多いときは、抵当権等が解除されても、依然、債務は残ることとなります。

※3 送付対象者は、平成25年2月末現在、登記簿上で抵当権等が設定されていることが確認できる土地(防災集団移転促進事業における買取り対象地)を所有し、その土地の買取りを希望されている方です。これまで買取りを「希望しない」と回答されていた方でも「抵当を外せる可能性があるのなら買い取ってほしい」とお考えの場合は、復興推進課用地係までご相談ください。

※4 金融機関によっては、電話連絡の場合もあります。その場合は、電話があったことを復興推進課用地係にお伝えください。

お問い合わせ先：復興推進課 用地係

0225-54-3131

中心部・全般 → 内線 262~265
離半島 → 内線 235~237



荒立被災市街地復興土地区画整理事業について、 事業計画変更の縦覧を行ないます。

このたび町では、荒立地区の土地区画整理事業の進捗に伴い、事業計画の変更を行ないます。

【主な変更点】

- 道路計画の見直し
- 土地利用計画の見直し

縦覧日 : 平成25年8月9日(金) ~ 平成25年8月24日(土)

縦覧時間 : 午前8時30分から午後5時15分まで

縦覧場所 : 女川町役場 仮設庁舎2階 復興推進課 都市計画係

(※期間中の土日も縦覧することができますので、当日の当直職員へお申し出ください。)

👉意見書の提出について

利害関係者は、この案に意見のある場合、意見書を提出することができます。

意見書には住所・氏名・連絡先を記入の上、できるだけ具体的に意見を記載して、持参または郵送のいずれかの方法で提出してください。

意見書は、宮城県庁へ直接提出するか、または女川町役場経由でのどちらでも構いません。

不明な点は、復興推進課までお問い合わせください。

意見書提出期間 : 平成25年8月9日(金) から平成25年9月7日(土) まで

意見書提出先 : 宮城県知事あて (※当日消印有効)

▶提出(郵送)先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1 宮城県土木部都市計画課

または、〒986-2261 牡鹿郡女川町女川浜字大原316 女川町役場復興推進課

縦覧に関するお問い合わせ先

女川町役場 復興推進課 都市計画係

電話 : 0225-54-3131 (内線266、238、231)

献花台設置のお知らせ

駅周辺工事エリアの全面封鎖に伴い、仮設の献花台を医療センター下(右図参照)に設置いたしました。

- 平成25年8月1日より献花および焼香ができます。
- 供物はお持ち帰りくださいますようお願いいたします。
- 駐車スペースは十分に確保しております。

